

働き方改革関連法対応のポイント

～②同一労働同一賃金～

働き方改革関連法が本年4月から順次施行されており、中小企業においても、時間外労働の上限規制が2020年4月から、同一労働同一賃金が2021年4月から適用となります。中小企業における認知度・対応状況には改善が見られますが、同一労働同一賃金については、「内容が複雑でよく分からない」との声も聞かれ、多くの企業が具体的な対応に苦慮しているのが実情です。本セミナーでは、働き方改革関連法の概要を再確認しつつ、「同一労働同一賃金」にテーマを絞り、各種判例を参考に同一労働同一賃金の考え方を学ぶとともに現時点で考えられる、企業の対応策をご紹介します。会員企業の経営者、人事・総務のご担当者の方等のご参加をお待ちしております。

日 時

【①丸の内開催】 1/21(火) 15時～17時 【イベントNo. 96513】

東京商工会議所5Fカンファレンスルーム
(千代田区丸の内3-2-2丸の内二重橋ビル)

会 場

【②渋谷開催】 1/24(金) 15時～17時 【イベントNo. 96514】

TKP渋谷カンファレンスセンター
(渋谷区渋谷2-17-3 渋谷東宝ビル)

対 象

中小企業の経営者、役員、人事労務担当の方など

内 容
(予 定)(1)同一労働同一賃金の考え方

- ・法改正のポイント
- ・均等待遇と均衡待遇の違い
- ・各種判例から読み解く同一労働同一賃金の考え方 ほか

(2)同一労働同一賃金の施行により、見直すべきポイント

- ・就業規則、賃金規定、各種手当の見直し

(3)同一労働同一賃金を踏まえた今後の人事労務の考え方

講 師

TOMAコンサルタンツグループ株式会社 取締役

TOMA社会保険労務士法人 代表社員

特定社会保険労務士 麻生 武信 氏

(略歴) 早稲田大学法学部卒業。民間企業において、経営企画部門、製造管理部門、営業部門、人事部門等の企業実務を経験。その間労働組合役員も歴任し労使交渉の経験も豊富。現在は、多数の顧問先および一般企業の人「財」を活性化すべく、人事制度構築・諸規則作成・社会保険業務指導等で活躍中。
著書: 「未払い残業代対策と残業代削減」(日本経済新聞出版社)、「会社の“本気”を後押しする過重労働防止の実務対応」(清文社)ほか多数。



【お申し込み方法】 東京商工会議所ホームページ(東商イベントカレンダー)

<http://event.tokyo-cci.or.jp/> にアクセスいただき、
イベント名もしくは上記イベントNo.で検索のうえお申込みください。
※参加券は送付致しません。当日受付にてお名刺を申し受けます。

【本件担当】

東京商工会議所産業政策第二部 担当・青木、平井

Tel: 03-3283-7940 / Fax: 03-3213-8716